

東近江行政組合地域医療支援センターの設置等に関する条例

平成25年3月15日
東近江行政組合条例第2号

改正 平成25年7月1日 条例第6号
平成26年3月13日 条例第6号

(趣旨)

第1条 休日等において、救急医療を必要とする者に対し、応急的な診療を行うため並びに東近江医療圏の地域医療の支援及び在宅療養支援の拠点とするため、東近江行政組合地域医療支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(設置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 |
|---------------------------|---------------|
| 東近江行政組合 近江八幡地域医療支援センター | 近江八幡市出町381番 |
| 東近江行政組合 東近江地域医療支援センター | 東近江市中小路町483番4 |

(平26条例6・一部改正)

(施設の構成)

第3条 センターは、次の各号に掲げる施設をもって構成する。

(1) 東近江行政組合休日急患診療所の設置等に関する条例（昭和52年11月1日中部地域消防組合条例第6号）に基づく東近江行政組合近江八幡休日急患診療所及び東近江行政組合東近江休日急患診療所

(平26条例6・一部改正)

(2) 近江八幡地域医療連携拠点施設及び東近江地域医療連携拠点施設（以下「施設」という。）

(平26条例6・一部改正)

(事務)

第4条 施設は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 施設の管理に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか管理者が定める事項に関すること。

(使用の許可等)

第5条 施設を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより、管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の申請を審査し、適当と認めるときは、規則で定めるところにより、申請者に使用を許可するものとする。

3 管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の使用の許可に条件を付することができる。

4 管理者は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2項の規定による許可を与えないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 危険物を使用する者で、災害発生のおそれがあるとき。

(3) 施設又は設備若しくは器具を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 集団的又は常習的に、暴力又は不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5) その他施設等の管理に支障があるとき。

(使用の取消し等)

第6条 管理者は、施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) 使用者が前条第4項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) その他管理者が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命じた場合において、使用者に損害が生じても、管理者は、その責めを負わない。

(使用料等)

第7条 施設の使用を許可する場合において、管理者は別表に定める使用料を徴収する。

2 使用者が負担すべき必要経費は、次のとおりとし、前項の使用料に加算して徴収することができる。

(1) 電気、水道及び下水道の使用料

(2) その他管理上必要と管理者が認める経費

3 管理者は、規則で定める場合は、使用料又は必要経費を減額し、又は免除することができる。

(使用料の納付時期)

第8条 使用者は、使用の許可の際、当該使用料を納付しなければならない。

2 国又は地方公共団体その他これに類する団体が使用する場合は、前項の規定にかかわらず、別に納付期日を指定することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他使用者の責任によらない理由により、使用することができなかつたとき。

(2) 管理者が、公益上やむを得ない理由により、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させたとき。

(3) 使用者が、使用日の1週間前までに使用の取消し又は変更を求める申出をし、管理者がこれを許可したとき。

(4) その他管理者が特別の理由があると認めたとき。

(損害賠償)

第10条 施設の使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設若しくは設備を損傷し、又は備品を亡失若しくは損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

(平25条例6・一部改正)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

| 区 分 | 金 額 |
|-----|----------------------|
| 建 物 | 1年1平方メートル当たり、10,000円 |